

みどり市空き家除却補助金交付要綱

令和元年 5 月 31 日
告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家の適正な管理及び土地の利活用の推進を図るため、空き家を除却する者に対し、みどり市空き家除却補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「空き家」とは、おおむね 1 年以上居住その他の使用がなされていない個人が所有する一戸建ての住宅及び併用住宅(その一部を人の居住の用に供する家屋であって、その人の居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ床面積の 2 分の 1 以上であるものをいう。以下同じ。)をいう。

(補助対象空き家)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当する空き家とする。ただし、市長が特に認める空き家については、この限りでない。

- (1) 市内に存する空き家
- (2) 過去に居住その他の使用がなされていた空き家
- (3) 公共事業の補償の対象となっていない空き家

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める者については、この限りでない。

- (1) 補助対象空き家の所有者若しくはその法定相続人又はそれらの者から補助対象空き家の除却に係る承諾を得た者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合にあっては、当該権利を有する者から補助対象空き家の除却に係る承諾を得た者
- (4) 補助対象空き家が数人の共有に属する場合にあっては、当該共有者から補助対象空き家の除却に係る承諾を得た者

(補助対象工事)

第 5 条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工する補助対象空き家の除却に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第 1 項の登録を受けた者が請け負う工事
- (2) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の 2 月末日までに完了する工事

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用(補助対象空き家の敷地に存する物置、門扉、塀等の除却に要する費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額に係る費用を含む。以下「工事費用」という。)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回に限り行うものとする。

(交付の申請及び決定)

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市空き家除却補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 着工前の写真

(3) 見積書(工事内訳書を含む。)の写し

(4) 補助対象空き家及びその敷地である土地の登記事項証明書

(5) 市税の滞納がないことを証明する書類

(6) 承諾書(第4条第1号、第3号又は第4号の承諾を得た場合に限り。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市空き家除却補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市空き家除却補助金変更交付申請書(様式第3号)に、その変更の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市空き家除却補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、みどり市空き家除却補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 工事完了後の写真

(2) 領収書その他の工事費用の支出状況を証明する書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第 10 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、みどり市空き家除却補助金確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、速やかに、補助対象者に補助金を交付する

ものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(適用除外)

第 12 条 みどり市補助金等に関する規則第 15 条第 2 項の規定は、補助金については適用しない。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年 5 月 31 日から施行する。